【別記１】 （事業者認定申請書の様式）新規

○合法木材供給事業者認定申請書

○間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書

○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

（注○印：申請する申請書名のみ記載すること。以下、同じ）

令和　 年　 月　 日

　一般社団法人 山口県木材協会 様

　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：

　　 TEL　　　　　　　　　FAX

　　メールアドレス

　貴協会の認定を得て

○木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明

○間伐材チップであることの証明

○発電利用に供する木質バイオマスの証明

　を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認・発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

　１　創業年月日：　　　　年　　　月　　　日

　２　従業員数 ： 　　　　　　　　　　　　名

　３　取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

　　（別添のとおり）

　４　事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

　　（別添のとおり）

　５ 分別管理及び書類管理の方針

　　（別添１～４例のとおり）

６　業種に○印を付けてください

|  |
| --- |
| 業種分類：１素材生産　２原木流通　３製材　４木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)　５木材流通(製材品、　　　　　　木材加工品の流通)　６木材製品(文具、家具等)　７紙、紙製品　８その他　９木材全般(１～５の業種) |

　７ その他（注） ：（別添：適宜作成）

　注：その他には、認定資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入してください。

取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱量

【製材・販売】 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹　種 | 用　途 | 年間取扱量（㎥） | 備　　　考 |
| ス　ギ | 用　材 |  |  |
| ヒノキ | 用　材 |  |  |
| 米マツ | 用　材 |  |  |
| 米　栂 | 用　材 |  |  |
| 南洋材 | 用　材 |  |  |
| 北洋材 | 用　材 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

（注）１　用途は、用材、チップ原木等を記入する。

２　単位は、㎥とｔ(ﾄﾝ)の両者で表記する場合は、各欄に単位を記入する。

【別記３】（証明書の様式（例））

○木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

○間伐材チップの確認証明書

○発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

（注○印：証明するもののみ記載すること。以下、同じ）

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：

　　認　定　番　号：

　下記の物件は、

　○持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみ

　○間伐材のみ

　○間伐材由来の木質バイオマスのみ

を原材料としており、適切に分別管理されていることを証明します。

　１　樹　　種　：

　２　品　　目　：

　３　数　　量　：

　（注）

１　本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定　　　　番号、合法木材である等）を追記記載することで証明書とすることができる。

２　合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を削除すること。

３　記の２には、丸太、製材、集成材等を記載する。

４　記の３には、商取引上の単位（m3、本、㎏、枚等）で記載する。

【別添１】

分別管理及び書類管理方針書（例）

○○　製材(株)

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人 山口県木材協会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１日）」を受け、【合法性、持続可能性】【間伐材の確認】【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。 （注：下線については、該当するもののみを記載すること。）

（適用範囲）

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため、○○(役職名)を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、 責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により証明事項を確認する。

確認事項：納入者の住所、名称、代表者氏名、団体認定番号、樹種、品目 及び数量。素材を生産した者から直接入荷した場合には、伐採届の写し。

・原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、 それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・製材・チップ加工に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないよ うに加工する。

・製材品・チップの出荷に当たっては、証明材であること確認の上、納品書 に記載する。

・製材品・チップの保管に当たっては、証明材を原料として製造した製材品 と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、 それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量 及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

・証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け 適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。以上【別添２】

分別管理及び書類管理方針書（例）

○○ 流通業者(株)

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人 山口県木材協会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１日）」を受け、【合法性、持続可能性】【間伐材の確認】【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。 （注：下線については、該当するもののみを記載すること。）

（適用範囲）

　本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため、○○(役職名)を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、 責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・製材品の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか、それ以外の 木材であるかを確認する。

確認事項：納入者の住所、名称、代表者氏名、団体認定番号、樹種、品目 及び数量。

・製材品の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、 それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・製材品の出荷に当たっては、証明材であること確認の上、納品書に記載す る。

（書類管理）

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る製材品の入出荷量を 実績報告として取りまとめる。

・証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け 適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上【別添３】

分別管理及び書類管理方針書（例）

○○　林業(株)

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人 山口県木材協会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１日）」を受け、【合法性、持続可能性】【間伐材の確認】【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。 （注：下線については、該当するもののみを記載すること。）

（適用範囲）

　本方針書は、当社において、原木及び当該原木の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため、○○(役職名)を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、 責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入手に当たっては、伐採届等により証明材であるか、それ以外の木 材であるかを確認する。

確認事項：納入者の住所、名称、代表者氏名、団体認定番号、樹種、品目 及び数量。

・原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、 それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・原木の出荷に当たっては、証明材であること確認の上、納品書に記載する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報 告として取りまとめる。

・証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け 適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上【別記４】（取扱実績報告の様式）

令和 　年　 月　 日

　一般社団法人 山口県木材協会 様

事業者の所在地：〒

事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：

団体認定番号 ：

○合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

○間伐材の証明された取扱実績報告

○間伐材由来の木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

（注○印：報告するもののみ記載すること。以下、同じ）

　「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」第８の規定に基づき、下記のとおり取扱実績を報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １.　期　間 | 令和 　年 ４月 １日～  　令和 年 ３月３１日 | 備　　考 |
| ２.　木材の取扱量（総数） | 原木（原料）入荷量 　　　　m3  製品入荷量 　　 m3  製材品出荷量 m3  チップ等出荷量　　　　　　 m3 |  |
| ３.　上記２．のうち、合法木材である　　と証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　　　m3  製品入荷量 m3  製材品出荷量 m3  チップ等出荷量 　　　　　　m3 |  |
| ４.　上記２．のうち、間伐材（チップ）　　 であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　　　m3  チップ等出荷量 　　　　　　m3 |  |
| ５.　上記２．のうち、間伐材等由来の　　バイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　　　m3  チップ等出荷量 　　　　　　m3 |  |
| ６.　上記２．のうち、一般木質バイオ　　マスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 　　　　m3  チップ等出荷量 　　　　　　m3 |  |

（注）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　上記は、「合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品」の実績を報告する 場合であり、合法性のみの場合は、「持続可能性」に係る記述を省略してください。

　２　原木（原料）入荷量より製品出荷量が多くなる場合については、その理由を備 考に記載する。